

令和8年第2回
八潮市議会定例会

条例案の概要

令和8年6月1日招集

議案第41号

八潮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年3月31日専決処分）

1 趣 旨

地方税法施行令等の一部改正に伴う改正

2 内 容

(1) 国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数＋特定同一世帯所属者の数に乗すべき金額を引き上げる。

① 5割軽減

現 行

$$\text{基礎控除額（43万円）} + \left(\text{給与所得者等の数} - 1 \right) \times 10\text{万円} \\ + \underline{30\text{万5千円}} \times \left(\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者} \right)$$

↓

改正後

$$\text{基礎控除額（43万円）} + \left(\text{給与所得者等の数} - 1 \right) \times 10\text{万円} \\ + \underline{31\text{万円}} \times \left(\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者} \right)$$

② 2割軽減

現 行

$$\text{基礎控除額（43万円）} + \left(\text{給与所得者等の数} - 1 \right) \times 10\text{万円} \\ + \underline{56\text{万円}} \times \left(\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者} \right)$$

↓

改正後

$$\text{基礎控除額（43万円）} + \left(\text{給与所得者等の数} - 1 \right) \times 10\text{万円} \\ + \underline{57\text{万円}} \times \left(\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者} \right)$$

(2) 規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 適用区分

改正後の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第42号

八潮市税条例の一部を改正する条例（令和8年3月31日専決処分）

1 趣 旨

地方税法等の一部改正に伴う改正

2 内 容

(1) 固定資産税

① バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充に伴い、規定を整備する。（附則第10条の3関係）

② 課税標準の特例の見直しに伴い、引用条項を整備する。（附則第10条の2、附則第10条の3関係）

(2) 軽自動車税

① 環境性能割の廃止に伴い、現行の軽自動車税の種別割を軽自動車税とする等、所要の措置を講ずる。（第18条の3、第19条、第80条、第81条、第81条の3～第81条の8、第82条、第83条、第85条、第87条～第91条、附則第15条の3～附則第16条の2関係）

② 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車について、税率を75%相当軽減する現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を2年間延長する。（附則第16条関係）

現 行

改正後

令和8年3月31日 → 令和10年3月31日

(3) 規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 経過措置

所要の措置を設ける。

議案第 43 号

八潮市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和 8 年 3 月 31 日専決処分）

1 趣 旨

地方税法の一部改正に伴う改正

2 内 容

- (1) バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充に伴い、規定を整備する。（附則第 7 項関係）
- (2) 課税標準の特例の見直しに伴い、引用条項を整備する。（附則第 2 項～第 6 項、第 19 項関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

所要の措置を設ける。

議案第 4 5 号

八潮市税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法等の一部改正に伴う改正

2 内 容

(1) 個人市民税

- ① 納税義務者が、自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が3%以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等について、総所得金額から除外しないこととする。(第33条関係)
- ② 公益信託制度の見直しに伴う所得税法等の改正により、規定を整備する。(第34条の7第1項、附則第4条の2関係)
- ③ 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴い、規定を整備する。(第34条の7第2項、附則第7条の4、附則第9条の2関係)
- ④ 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務範囲の見直しに伴い、規定を整備する。(第36条の3の3関係)
- ⑤ 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)について適用期限を撤廃する。(附則第6条関係)

現 行

改正後

平成30年度から令和9年度まで → 平成30年度以後

- ⑥ 住宅借入金等特別税額控除について、居住年の適用期限が5年間延長されたことに伴い、控除の適用期限を次のとおり延長する。(附則第7条の3関係)

居住年の適用期限

現 行

改正後

令和7年まで → 令和12年まで

住宅借入金等特別税額控除の適用期限

現 行

改正後

令和20年度まで → 令和25年度まで

- ⑦ 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長する。(附則第8条関係)

現 行

改正後

令和9年度まで → 令和12年度まで

- ⑧ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に

② 2(2)①

令和9年4月1日

③ 2(1)③、2(1)⑧の一部

令和10年1月1日

(2) 経過措置

所要の措置を設ける。

議案第46号

八潮市都市計画税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法の一部改正に伴う改正

2 内 容

(1) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）について、課税標準に乗
ずる本市の特例割合を定める。（附則第7項関係）

バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る固定資産 1 / 3
（法律で定める特例割合の範囲は、1 / 3を参酌して1 / 6以上1 / 2以下）

(2) 規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

所要の措置を設ける。

議案第 47 号

八潮市印鑑条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

出入国管理及び難民認定法等の一部改正により、特定在留カード等の利用が可能となったことに伴い、特定在留カード等による印鑑登録証明書の交付に対応するための改正

2 内 容

特定在留カード・特定特別永住者証明書を用いて、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機（マルチコピー機）から印鑑登録証明書の交付を受けることができることとする。

※ 特定在留カードとは、個人番号カードとしての機能を付加するための措置が講じられた在留カードをいう。特定特別永住者証明書とは、個人番号カードとしての機能を付加するための措置が講じられた特別永住者証明書をいう。

3 施行期日

公布の日